

## 九 鎮西探題と糸田貞義

## 鎮西引付衆

鎮西談議所が設置されると、守護の命令に従わない武

城井 賴房 士がいたり、寺社領や本所領家一円の地の武士たちは  
守護の命令になかなか従おうとしなかった。また、奉行人に関するある  
訴訟に不公平があるという声があがつたので、鎌倉より尾藤内左衛門入  
道・小野沢亮次郎入道兩人が下向して、その事実を糾明した。そのため

か、正応六年（一二九三）三月、鎮西奉行北条時定の死去を機に、幕府  
は六波羅探題であった若い北条兼時と名越時家（のち評定衆）を博多へ  
下向させ、兼時には、戦闘の総指揮を執らせ、もし命令に従わないよう  
な寺社本所一円の地の武士は守護人に注申させ、博多で処断することに  
した。これを鎮西探題と呼んだ。

金沢実政時代の永仁七年（一二九九）には五人の鎮西評定衆（北条  
少弐盛資・豊前々司・渋谷重郷・伊勢民部大夫・戸次貞直）を置き、その下に

三番の鎮西引付衆を置いて、訴訟裁決機能を整備した。このころ、宇都  
宮氏はメンバーに入っていない。通房が死去したためらしい。第二番引  
付に薩摩六郎左衛門尉の名があり、通房の子かも知れない。あるいは頼  
房が大和守を称する前の呼称であろうか。

以後は、政顕・隨時・英時と約四〇年間、北条一門が鎮西探題に就任  
し、多くの訴訟が裁許された。宇都宮通房の子大和前司頼房は北条隨  
時・英時の二代にわたって鎮西第三番引付衆を務めている。

北条氏の守 このころ、九州の守護職も北条一門で占められ、島  
護職独占 津・少弐・大友氏は從来の守護職を失つて不満を鬱積うつせきさせていた。

第6表のよう九国のうち六国が北条氏一門の支配するところとなり、全国的にみても、頼朝のころの二国から、霜月騒動後は二七国、元弘の変のころには三一国にも及び、平家知行国三〇国といわれたような状況を再現した感があった。

また一国内においても、北条氏領が増加しており、しかも、交通の要地が押さえられていった。豊前国においても、門司関と企救（規矩）一郡、吉田庄（京都郡）、天雨田庄（仲津郡）、吉富名（上毛郡）、御沓村

北条氏略系図

第6表 鎌倉時代の守護

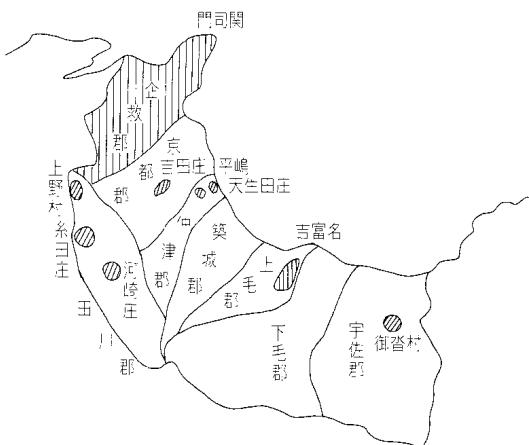
國名	大	薩	肥	筑	肥	筑	豐	筑	豐	筑
向隅	摩	後	後	後	前	前	前	前	前	前
島	島	島	島	大	大	少	少			
津	津	津	友	友	友	式	式			
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏			
北	北	島	北	北	大	北	少			
条	条	条	条	条	友	条	条			
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏			

一一〇〇年ごろ

一一一〇年ごろ

186

第2図 豊前国の北条氏の所領



し、豊前国の守護であった。

このころ、宇都宮頼房は築城郡本庄に天徳寺を創建したという。本拠地を仲津郡木井馬場より本庄に移したらしい。この地が要害として優れていることは大きな理由であろうが、北条一門領の多い豊前西部を避け、豊前東部への進出を目指したとも考えられる。下毛郡木原村稱重名（現中津市福島）や上毛郡是吉名への関与はその例である。一方では、田川郡柿原名を惣領家が取り戻している。これは、初代信房が、板井種遠の跡として持領し、三代信景が子息の三郎範景へ譲ったところ、範景はこれを他姓の桑原弥四郎へ売却したので、これは信景の置文に違背するとの訴訟を起こし、北条実政の裁許を得た。柿原名は三町歩ほどで、佐田氏が伝領していく。

（宇佐郡）、糸田庄、河崎庄（田川郡）、上野村（田川郡）、平嶋

## 一〇 鎌倉時代の荘園と公領

（仲津郡）が北条氏一門領となっていた（第2図）。企救郡には金沢氏一門の高雅<sup>(政)</sup>が土着したらしく規矩氏を称して、郡内の地頭層武士を被官化しており、肥後国の守護であった。

糸田庄には貞義が土着したらしく糸田氏を称していたが、豊前國では平安時代の中ごろから荘園が増加してくるが、平安時代の末期、特に平清盛時代は、豊前国が平家の知行国となつて、平家と親しき神宮寺である弥勒寺を領家とする荘園や名田が増加した。その全貌を知ることはできないが、建久八年（一一九七）の『豊前國因田帳断簡』によると、京都郡北郷五七五町余のうち二〇六町が弥勒寺領であり、これから宇佐神領を除くと、公領（国衙領）は極めて少なくなる。これは宇佐宮寺の神殿・仏殿の造替や神事・仏会が國家の責任において執行されていたが、律令政府の弱体化で閑怠されがちになつたため、国衙領の一部を指定して、そこから徵収される税を社寺へ納入するようになつた。国衙領の徵税請負人である郡司・郷司・保司・名主などが官物の納入を遅滞する場合は、神官や僧侶が派遣されて、直接徵税に当たり、これをもつて、それぞれの年中行事を遂行した。このような国衙領の郷・保・浦・村・別名は莊園や別符（弁分）と同じ私領となつた。

一方、庄園は本来、田畠を増加させ、税収入を増大させるために奨励されたのであるが、権門勢家である中央の貴族・寺社は、その権力・立場を利用して、租を免除され、庸・調・雜徭のような課役をも免除される不輸不入の特權を確保した。これを見た地方豪族も、開拓した田畠を免税の特權に与かるとして、中央権門に寄進し、領家・本家と仰いだ。

中世前期の行政区画はどのようになつていたのであらうか。

豊前国では平安時代の中ごろから荘園が増加してくるが、平安時代の末期、特に平清盛時代は、豊前国が平家の知行国となつて、平家と親しき神宮寺である弥勒寺を領家とする荘園や名田が増加した。その全貌を知ることはできないが、建久八年（一一九七）の『豊前國因田帳断簡』によると、京都郡北郷五七五町余のうち二〇六町が弥勒寺領であり、これらから宇佐神領を除くと、公領（国衙領）は極めて少なくなる。これは宇佐宮寺の神殿・仏殿の造替や神事・仏会が国家の責任において執行されていたが、律令政府の弱体化で閑怠されがちになつたため、国衙領の一部を指定して、そこから徵収される税を社寺へ納入するようになつた。国衙領の徵税請負人である郡司・郷司・保司・名主などが官物の納入を遅滞する場合は、神官や僧侶が派遣されて、直接徵税に当たり、これをもつて、それぞれの年中行事を遂行した。このような国衙領の郷・保・浦・村・別名は莊園や別符（弁分）と同じ私領となつた。